

議案第 10 号資料 美里町農村地域工業等導入促進審議会条例の一部を改正する等の条例

第 1 条関係 美里町農村地域工業等導入促進審議会条例の一部改正 新旧対照表

現行	改正案	備考
<u>美里町農村地域工業等導入促進審議会条例</u> (趣旨) 第 1 条 この条例は、<u>農村地域工業等導入促進法</u>(昭和 46 年法律第 112 号)第 18 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、<u>農村地域工業等導入促進審議会</u>の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第 2 条 <u>農村地域工業等導入促進法</u>第 18 条第 2 項の規定に基づき、<u>農村地域工業等導入促進審議会</u>(以下「<u>審議会</u>」という。)を置く。 第 3 条～第 7 条 略 附 則 略	<u>美里町農村地域産業導入促進審議会条例</u> (趣旨) 第 1 条 この条例は、<u>農村地域への産業の導入の促進等に関する法律</u>(昭和 46 年法律第 112 号。以下「<u>法</u>」という。)第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、<u>審議会</u>の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第 2 条 <u>法</u>第 14 条第 2 項の規定に基づき、<u>美里町農村地域産業導入促進審議会</u>(以下「<u>審議会</u>」という。)を置く。 第 3 条～第 7 条 略 附 則 略	題名改める 字句改める 字句改める 条改める

附則第 2 項関係 美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 新旧対照表

現行					改正案					備考
本則及び附則 略					本則及び附則 略					字句改める
別表（第 2 条、第 5 条関係）					別表（第 2 条、第 5 条関係）					
区分		報酬		旅費	区分		報酬		旅費	
		報酬区 分	報酬額				報酬区 分	報酬額		
略					略					
農村地域工業等導	会長	日額	5 , 3 0 0 円	同	農村地域産業導入	会長	日額	5 , 3 0 0 円	同	
入促進審議会	委員	日額	5 , 0 0 0 円	同	促進審議会	委員	日額	5 , 0 0 0 円	同	
略					略					

附則第 3 項関係 美里町企業立地促進条例の一部改正 新旧対照表

現行	改正案	備考
第 1 条～第 1 7 条 略 (奨励金の調整) 第 1 8 条 第 7 条第 1 号から第 3 号までの奨励金の交付額は、<u>美里町農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例 (平成 1 8 年美里町条例第 6 4 号)</u>、美里町企業立地促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例(平成 2 0 年美里町条例第 8 号) 及び美里町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例 (平成 2 4 年美里町条例第 2 2 号) の適用により免除される固定資産税額を控除した額とする。 第 1 9 条～第 2 1 条 略 附 則 略	第 1 条～第 1 7 条 略 (奨励金の調整) 第 1 8 条 第 7 条第 1 号から第 3 号までの奨励金の交付額は、美里町企業立地促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例 (平成 2 0 年美里町条例第 8 号) 及び美里町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例 (平成 2 4 年美里町条例第 2 2 号) の適用により免除される固定資産税額を控除した額とする。 第 1 9 条～第 2 1 条 略 附 則 略	字句削る